

第18回犯罪被害者等施策推進会議

令和6年6月4日

○松村国家公安委員会委員長 ただ今より、「第18回犯罪被害者等施策推進会議」を開会いたします。

本日の議題は、「犯罪被害者等施策推進会議決定に盛り込まれた取組の推進状況について」であります。

昨年6月の本会議におきまして、これから実施していく5項目の取組を決定し、各府省庁において取組を推進してまいりました。

取組の進捗状況は、お手元の資料のとおりです。概要を説明いたします。

1点目、犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する検討について、警察庁において開催した有識者検討会の取りまとめを踏まえた制度の改正案につき、パブリックコメントを実施したところです。この見直しにより、幼い子どもが犯罪被害により亡くなった場合、御両親に給付される金額が320万円から1,060万円に上げられることとなります。

2点目、犯罪被害者等支援弁護士制度の創設について、制度創設を内容とする改正総合法律支援法が今国会で成立し、現在、法務省において、施行に向けた取組を進めていただいております。

3点目、国における司令塔機能の強化について、昨年10月から、国家公安委員会が総合調整を行うこととされ、同時に、警察庁に課を新設し、体制を強化いたしました。また、私を議長とする関係府省庁連絡会議を新たに開催し、施策の進捗状況のきめ細やかな点検、検証、評価を行っております。

4点目、地方における途切れない支援の提供体制の強化について、警察庁において開催した有識者検討会で議論が取りまとめられ、都道府県にコーディネーターを配置して支援を一元的に提供するワンストップサービスの構築が必要であり、そのために様々な方策を実施すべきとの提言をいただきました。

5点目、犯罪被害者等のための制度の拡充等について、各種社会保障等制度に関し、関係省庁から、関係機関・団体に対し、犯罪被害者も利用し得ることなどを明記した通知を发出いただきました。また、犯罪被害による心的外傷に起因する症状を有する患者に対しての、公認心理師による心理支援に関して、新たに保険適用となりました。

今の説明に関連して、閣僚の皆様から御発言をお願いいたします。

小泉法務大臣、お願いいたします。

○小泉法務大臣 犯罪被害者等支援弁護士制度は、一定の犯罪被害者やその御家族であつて、必要な費用の支払により生活の維持が困難となるおそれがある方々を包括的かつ継続的に援助するため、刑事手続への適切な関与や損害・苦痛の回復・軽減を図るために必要な法律相談や法律事務等を契約弁護士等が行うものです。

この法律は公布後2年以内に施行することとされておりますが、法務省としては、業務

管理システムの構築、担い手となる弁護士の確保等にしっかりと取り組み、可能な限り早期に円滑かつ充実した運用の開始を目指します。

○松村国家公安委員会委員長 ありがとうございます。

続いて、塩崎厚生労働大臣政務官、お願いいたします。

○塩崎厚生労働大臣政務官 厚生労働省は、犯罪被害を受けた方々にも利用していただける様々な社会保障制度を所管しており、推進会議決定を受け、こうした方々が円滑に制度を利用できるよう、周知しております。

また、推進会議決定のうち「質の担保された治療としてのカウンセリングの保険適用の改善」についてですが、令和6年度の診療報酬改定において、犯罪被害等による心的外傷に起因する症状を有する患者に対して適切な介入を推進する観点から、「心理支援加算」を新設し、今月より施行されています。

引き続き、警察庁を始めとする関係省庁と連携し、犯罪被害を受けた方々に対する支援をより一層推進してまいります。

○松村国家公安委員会委員長 ありがとうございます。

私からも一言申し上げます。

犯罪被害給付制度の見直しが6月中旬に実現するよう、また、地方におけるワンストップサービスの実現に向け、それぞれしっかりと取り組んでまいります。

国家公安委員会・警察庁においては、司令塔としてリーダーシップをより一層発揮し、関係府省庁や地方公共団体と連携・協力しながら、犯罪被害者の方々に必要な支援を適時適切にお届けできるよう、施策の推進を図ってまいります。

閣僚からの発言は以上となります。

続いて、有識者委員の方から御発言をお願いいたします。

まずは、太田委員、お願いいたします。

○太田委員 慶應義塾大学の太田でございます。

今回の改正により犯罪被害給付制度の充実が図られたこと、大変喜ばしく思います。しかし、犯罪者による被害者への損害賠償は、実現性が薄いとして放置されたままになっております。刑務所における作業報奨金や自己契約作業の活用、受刑者への賠償指導など、国としてできることは、まだまだあるかと存じます。

総理や閣僚の皆様におかれましては、是非、御検討いただきますよう伏してお願いする次第でございます。

○松村国家公安委員会委員長 ありがとうございます。

続いて、野坂委員、お願いいたします。

○野坂委員 大阪大学の野坂と申します。犯罪被害者のトラウマについて研究しております。

犯罪は、被害者とその家族に深刻な影響を及ぼしますが、その支援にあたるスタッフの心理的負担も大きく、高い専門性も求められます。しかし、現状は、民間の支援機関のほ

とんどが財政的に厳しい状況で重要な任務に当たっています。

国としての経済的なバックアップ、被害者理解のための啓発を行っていただくようお願いいたします。

○松村国家公安委員会委員長 ありがとうございます。

続いて、正木委員、お願いいたします。

○正木委員 弁護士の正木です。

犯罪被害給付制度については、最低額320万円が約1,000万円に引き上げられたことについて評価しております。しかし、民事訴訟における損害賠償額を見据えたとき、まだ十分とはいえません。算定方法の更なる見直しや立替払い制度の創設について、取り組んでいただきたいと思います。

犯罪被害者等支援弁護士制度の創設については、長年の活動がようやく実ったという思いでございます。利用しやすい制度を期待しております。

○松村国家公安委員会委員長 ありがとうございます。

最後に、和氣委員、お願いいたします。

○和氣委員 和氣でございます。

私は、全国被害者支援ネットワークの理事をしており、支援者として、また、犯罪被害者として、会議に参加させていただき、「地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会」のメンバーとしても検討を行ってまいりました。今まで以上に支援に関わる機関・団体の役割が明確にされ、途切れない支援が提供できる形が示されたと思います。

今後、どこで犯罪被害者が生まれても、途切れない手厚い支援を提供できるようになることを期待しております。

○松村国家公安委員会委員長 ありがとうございます。

それでは、ここで、プレスの入室をお願いいたします。

(報道関係者入室)

○松村国家公安委員会委員長 それでは、最後に、会長であります岸田内閣総理大臣より、締めくくりの御発言をいただきます。

○岸田内閣総理大臣 本日は、犯罪被害給付制度の抜本的強化など、昨年6月に本会議で決定した方針の検討状況を点検し、着実に取組が進んでいることを確認いたしました。

犯罪被害給付制度に関しては、幼い子どもが犯罪により亡くなった場合の両親への遺族給付金を、従来の3倍以上の1,060万円とするなど、犯罪被害者等への経済的支援を大幅に充実・強化します。松村大臣にあっては、速やかな制度改正をお願いいたします。

また、今国会で成立した改正総合法律支援法に基づき、弁護士による犯罪被害者等への包括的かつ継続的な援助を行ってまいります。施行までは2年ありますが、小泉大臣に

あつては、人的・物的体制の整備等を進め、可能な限り早期の運用開始を目指してください。

官民の様々な関係機関・団体が緊密に連携をし、被害者等への切れ目のない支援を行うことも重要です。犯罪被害者等支援コーディネーターを中心とするワンストップサービスの実現に向けて、松村大臣を中心に関係閣僚が緊密に連携をし、地方公共団体等の取組を運用面、財政面で支援をしてください。

不幸にして犯罪の被害に遭われた方やその御家族に寄り添い、再び平穏な生活を営むことができるよう支援することは政府の重要な責務です。

引き続き、今般の有識者検討会の取りまとめも踏まえ、また、犯罪被害者等の声も伺いながら、政府全体で犯罪被害者等施策の一層の充実・強化に全力を挙げていただくようお願いをいたします。

○松村国家公安委員会委員長 ありがとうございます。

ここで、プレスは退室いただきますよう、お願いいたします。

(報道関係者退室)

○松村国家公安委員会委員長 以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。
誠にありがとうございました。